

弁護士

京町法律事務所

榎 崇文氏

【所在地】熊本市中央区京町 2-14-25

【認定日】令和 2 年 12 月 18 日

【弁護士登録】平成 22 年

※2023 年度インタビュー時点

弁護士として窮境法人の再 建に携わるということ 新たな分野へ挑戦を

——中小企業活性化事業へ携わった経緯



平成 28 年 4 月の熊本地震で被災し、実態債務超過で、過剰債務を抱えていた中小企業の債権カットを、当時の中小企業再生支援協議会（現・中小企業活性化協議会）の抜本再生案件として行う際、保証人の経営者保証ガイドラインによる整理（一体型）の支援専門家として関わったことがきっかけです。当時、私自身、協議会とは直接の関わりはなかったものの、関係者の方からの紹介もあり、支援専門家として関わりました。

それまでの弁護士の債務整理の仕事は、金融機関は「対立当事者」という意識が残っていましたが、「準則型私的整理手続」に触れ、金融機関も窮境企業の再建を願う同

志ということを知ることができました（なお、熊本地震の際は、自然災害債務整理ガイドラインという個人の準則型整理手続も経験し、金融機関は被災者の生活・事業の再建を願う同志ということも知ることができました）。その後、外部専門家として協議会の再生支援に携わるようになり、継続した関わりを持つことで、徐々に金融機関からの信頼を得られるようになったとともに、事業再生計画や弁済計画を策定する際、各金融機関特有のニーズにも合わせ、適時、適切に必要な情報を提供・共有できるようになったと感じています。

――事業再生支援のやりがい

事業を再生すること、それに伴って、取引事業者の経営に影響を与えず、また、雇用維持も図ることができ、広く地域経済に良い影響を与えることができることにやりがいを感じます。計画策定を行う上では、他分野の知見も深める必要がありますが、協議会の外部専門家として関わる案件は、特に公認会計士と連携しながら進めていくため、会計や税務の専門分野の知見を勉強する機会を得ることができました。現在では、会計・税務分野の知見も念頭に置きつつ、事業再生計画の策定や支援メニューの検討等を行うことができるようになりました。

――事業再生支援の難しさ・ポイント

事業再生支援、特に抜本再生を行う際は、ある程度の経験値を求められる側面もあります。そのため、未経験の弁護士にとっては、関与すること自体にハードルを感じるかもしれません。また、協議会の外部専門家として継続して参画していくためには、協議会より、事業再生計画策定から金融機関との調整等、一連の支援を適切に対応することができる弁護士であると認知してもらうことも必要となります。

まずは、事業再生の経験がある弁護士と一緒に支援に携わることで、より適切に対応でき、心理的なハードルも下がると思います。私自身は、最初に所属した法律事務

所で、先輩の弁護士と一緒に民事再生の事案を経験させてもらったことが非常に大きかったです。所属する法律事務所で経験できないとしても、各都道府県の弁護士会における個別委員会等、弁護士の横のつながりも積極的に活用することで、事業再生に係る知見、経験を広げる一助になると思います。

——中小企業活性化事業に関心がある方へ

「法的整理しか経験していない」「事業再生案件に携わったことがない」といった場合は、私的整理、事業再生案件に関与することに不安や抵抗があると思います。しかし、協議会に所属する経験豊富な担当者の支援を受け、他の士業とも連携、協議しながら、事業再生に向けて利害関係者の調整を図ることができます。

まず1件、事業者側代理人という立場でも、協議会の事業再生案件に携わることができれば、チームで事業再生に取り組む面白さを実感することができ、不安や抵抗を少しでも払拭することができると思います。また、こうした経験を重ねることで、先が読めるようになります。ぜひ、飛び込んで第一歩を踏み出してほしいと思います。

支援に携わった具体事例

経営者保証ガイドライン

（単独型）を活用

早期決断により多額の財産を残存

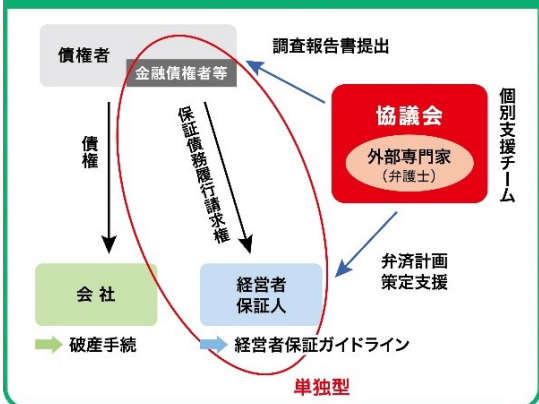
——支援に至った経緯

旅館業を営む会社が、新型コロナの影響で事業継続が困難となりました。もともと、事業譲渡先を探索し、事業譲渡を先行した後に破産手続により清算をすることになりました。当該会社の代表者が保証人になっていましたが、保証人については経営者保証ガイドライン（単独型）により、整理を行うこととなりました。

——具体的な支援内容

経営者保証ガイドラインは、準則型私的整理手続の一種です。主たる債務について法的整理手続により整理する場合でも、保証債務の整理だけ私的整理手続である経営者保証ガイドラインにより整理することが可能であり、このような類型を「単独型」と呼びます。単独型の事案について、協議会の支援を受けて弁済計画を成立させるスキームと、簡易裁判所の特定調停手続を利用して弁済計画を成立させるスキームがあります。協議会を利用したスキームでは、保証人・主要債権者との間に利害関係を有しない外部専門家が、弁済計画案の内容の相当性及び実行可能性を調査し、調査報告書を作成する必要があります。本件では、外部専門家として、支援専門家が作成する弁済計画の作成支援をするとともに、調査報告書を作成しました。調査報告書の作成にあたっては、弁済計画では、インセンティブ資産の上限がどの程度か、その範囲で、どの資産を、どの程度、残存資産とするのかが大きなポイントとなりました。

スキーム図



——支援後の状況

法人が将来破産した場合には、事業譲渡を実行することもままならない程度に事業が毀損していた可能性があり、現時点で法人の事業譲渡（＋破産）を選択したことが、対象債権者の回収増につながったと考えられます。また、保証人個人についても、将来時点では、資産を法人の運転資金につぎ込むことにより減少し、破産配当も見込めないことが合理的に推計されました。そのことにより、回収見込額の増加額が 600

万円程度となり、自由財産含めて 500 万円超の財産を残す弁済計画が作成され、外部専門家としても、かかる弁済計画に相当性があるとの判断をしました。

「華美でない自宅」の判断

経営者保証ガイドラインでは、インセンティブ資産の範囲内で、「華美でない自宅」を残すこともできます。ただ、「華美でない自宅」については明確な基準はありません。私は、自宅の地域性、面積、価額（相場）、外観、築年数、同居者数、扶養家族や要介護者の有無等の諸要素を踏まえて、「その自宅を残すことが正義に反するとまではいえない」かどうかという観点から、検討をしています。経営者の早期決断を促すためには、生活の本拠である自宅が残せるかどうかは非常に重要です。弁護士も、主債務者について法的整理手続により整理せざるを得ない事案でも、保証人については、まずは経営者保証ガイドラインによる整理を検討することが望まれます。

スキーム図

